

令和 7 年度健診受診率向上対策用ポスター
及びリーフレットの作成等業務

入札説明書

令和 7 年 3 月

熊本県後期高齢者医療広域連合

I 入札の全般に関する事項

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度健診受診率向上対策用ポスター及びリーフレットの作成等業務
(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和7年4月18日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

入札の参加には、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立がなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定を受けている者
- (3) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等又は第5号に規定する暴力団等関係者ではない者
- (4) 過去2年以内に地方公共団体又は後期高齢者医療広域連合において**健診受診率向上対策用ポスター及びリーフレット作成等業務**又はこれに類する業務を2件以上履行し完了した者
- (5) 個人情報保護方針が制定されており、プライバシーマークを取得していること。

3 委託条件

- (1) 受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本委託業務を第三者に再委託してはならない。
- (4) 取り扱う個人情報は厳重に管理し、その保護に配慮した十分な体制を整えること。
- (5) 業務中のトラブル発生に際しては、事業所内のバックアップ体制が整っており、迅速な対応ができること。
- (6) 本業務の仕様内容について確実に履行できること。

4 入札説明書

入札説明書は、令和7年3月5日（水）から令和7年3月17日（月）まで、熊本県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載する。

5 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、一般競争入札参加申請書及び入札説明書に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者、又は入札参加資格を有しないと認められた者は、本業務の入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和7年3月5日(水)から令和7年3月17日(月)まで(土日及び休日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出場所

〒862-0911 熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階
熊本県後期高齢者医療広域連合 事業課保健事業班 (TEL 096-368-6777 内線 228)

(4) 申請書類

- ① 本業務についての一般競争入札参加申請書(様式第1号)
- ② 使用印鑑届(様式第2号)
- ③ 会社経歴書(様式第3号)
- ④ 支店長等が本社から委任され契約者となる場合にあっては、委任状(様式第4号の1)
- ⑤ 営業所一覧表(任意様式)
- ⑥ 役員名簿及び照会承諾書(様式第5号)
- ⑦ 納税証明書(市町村民税・県税・国税)
※滞納又は未納がないことを証するものに限る(提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)
- ⑧ 定款
- ⑨ 個人情報保護方針及びプライバシーマークの取得状況が確認できるもの(任意様式)
- ⑩ 商業・法人登記簿謄本(提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)
- ⑪ 財務諸表(直近2年分)
- ⑫ 印鑑証明書(提出日を基準に3箇月以内に発行されたもの)
- ⑬ 実績報告書(これに類する業務)

※発注者が熊本県後期高齢者医療広域連合である場合は、所管課での確認でも可とする。

(5) その他

申請書類について

- ① 申請書類の作成費用は入札参加希望者の負担とする。
- ② 申請書類は返却しない。
- ③ 提出は、期間内に提出場所へ持参または郵送により行う。(提出期間及び受付時間厳守)
- ④ (4) ⑦~⑬の書類については、写しの提出でも可とする。
- ⑤ 提出された申請書類に不備があった場合、修正を行い、提出期間及び受付時間内に再提出すること。

6 入札参加資格審査結果の通知

申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第6号)により通知する。

7 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第7号)により、電子メールに

て提出すること。なお、入札参加資格に関する問い合わせについては、5（3）の場所に問い合わせること。（質問書には記載しないこと）

- (2) 電子メールアドレスは、koukikoureisya@kumamoto-kouiki.jp とする。
- (3) 質問の受付は、令和7年3月5日(水)から令和7年3月11日(火)正午までとする。
- (4) 回答は、令和7年3月14日（金）までに電子メールにて行う。

8 入札執行手続等

本業務は、一般競争入札によるため、この入札説明書に基づき本業務に関する入札書を提出すること。

なお、入札書の詳細な作成方法は、「Ⅱ入札書作成要領」による。

(1) 入札日

令和7年3月27日（木）午前10時00分から

(2) 入札場所

熊本市東区健軍二丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階 会議室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国の通貨に限る。

(4) 入札方法

入札書持参による入札とし、入札回数は1回とする。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

また、代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印を行い、代理人は、委任状（様式第4号の2）を持参すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第4条及び第5条の定めるところによるものとする。（[抜粋参照](#)）

(6) 契約保証金

熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則第28条及び第29条の定めるところによるものとする。（[抜粋参照](#)）

(7) 入札の無効

期限までに入札参加申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本広域連合により入札参加資格のある旨が確認された者であっても、確認の後、入札時点において記2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、最も低価格にて入札した者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを行い決定する。

(9) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しないときには、次点となった入札者と契約の交渉を行うこととする。なお、次点者となる者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(10) 入札申請者が1者の場合の取扱い

一般競争入札参加申請書提出期限内に、申請者が1者の場合であっても、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札させ、かつ、入札金額が予定価格の制限の範囲内である場合には、落札者として決定する。

(11) 落札者の落札価格等の公表

落札者の商号及び落札価格は落札者決定後、本広域連合のホームページで公表する。

9 契約等に関する事項

- (1) 本業務は一般競争入札とし、入札価格により落札者を決定する。
- (2) 落札者との契約については、「VI印刷等業務契約書」(案)に基づき、落札後、熊本県後期高齢者医療広域連合が示す契約書をもって契約締結するものとする。
- (3) 本契約に関する不正行為を原因とする契約解除条項を契約書に盛り込むものとする。
- (4) 支払は請求書を受け取った日から30日以内に行うものとする。

10 その他

- (1) 入札は、「IV 一般競争入札心得」に基づき、実施するものとする。
- (2) 入札参加申請書等の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更届(様式第8号)により、遅滞なく、変更内容を証明できる書類を添えて、届けなければならない。

11 入札書に関する事項

(1) 入札書の種類

入札にあたっては入札書(様式第9号)を使用すること。

(2) 入札書作成要領

詳細は、「II 入札書作成要領」による。

(抜粋) 熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

(入札保証金)

第4条 契約担当者は、一般競争入札に付するときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に広域連合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であり、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第5条 令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 政府の保証のある債券
- (3) 広域連合長が確実と認める社債
- (4) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (7) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証

2 契約担当者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 契約担当者は、第1項第7号の銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 第1項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- (2) 政府の保証のある債権及び広域連合長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (3) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手小切手金額
- (4) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)
- (5) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
- (6) 銀行又は広域連合長が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額

(契約保証金)

第 28 条 契約担当者は、広域連合と契約を締結しようとする者に契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下この条において同じ。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結のときまでに納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と広域連合が工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 第 1 項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

4 前項第 2 号に規定する金融機関等の保証又は同項第 3 号に規定する保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証に係る書面を提出させなければならない。

5 第 3 項各号に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 国債 第 5 条第 4 項第 1 号に定める金額
- (2) 金融機関等及び保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金の納付)

第 29 条 契約担当者は、前条第 2 項の規定により契約保証金の全部を納めさせないこととした場合を除き、契約の相手方となるべき者をして、契約確定の日から 10 日以内に契約保証金又は同条第 3 項各号に掲げる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付又は提供させなければならない。

II 入札書作成要領

1 入札書の種類及び提出部数等

入札書（様式第9号） 1部

見積書（任意様式） 1部（落札業者のみ入札終了後直ちに提出）

2 入札書の作成要領

(1) 入札書の提出にあたっては、次のとおり行うこと。

① 入札書に記名押印の上、申し込まなければならない。

② 入札書に記載する日付は、入札の日とすること。

③ 入札書は封筒に入れ密封し、封筒表に「入札業務名」を、封筒裏に「氏名」（法人の場合はその商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、裏面割印したものを提出すること。

(2) 入札金額は、訪問指導1件あたりの単価とし、契約希望金額の110分の100に相当する額であること。

(3) 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印すること。また、代理人は委任状（様式第4号の2）を持参すること。

なお、入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

III 落札者決定基準

熊本県後期高齢者医療広域連合が委託する「令和7年度健診受診率向上対策用ポスター及びリーフレットの作成等業務」に係る落札者決定基準については、次に掲げる方法による。

- 1 落札者の決定方法については、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。
- 2 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを行い、落札者を決定する。
- 3 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がいないときは、直ちにその場所において、1回に限り再度入札に付するものとする。

IV 一般競争入札心得

(目的)

第1条 この心得は、熊本県後期高齢者医療広域連合が実施する一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）及びこの心得並びに入札説明書等の各条項等を遵守しなければならない。

2 入札参加者は入札に際し、入札担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行の妨げとなり、他の入札参加者の迷惑となるようなことを避けるほか、常に善良なる入札参加者としての態度を保持しなければならない。

3 入札参加者は、入札説明書等により契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札参加資格)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による告示（以下「告示」という。）において指定した期日までに、告示又は入札説明書において指定した書類を契約担当者等に提出し、当該競争の参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 前項に規定する告示に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2) 入札参加申請をしていない者

(3) 入札日において、熊本県が行う競争入札に係る入札参加資格を取り消されている者

(4) 前各号に挙げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、定められた日時までに、定められた場所へ、所定の入札書を記名・押印のうえ持参により提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第4号の2）を入札参加申請時に入札担当職員に提出しなければならない。この場合、入札書には、委任者と代理人を併記し、代理人の記名押印をもって入札するものとする。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

4 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

- 5 入札参加者は、落札者が契約締結することを妨げてはならない。
- 6 入札参加者は、入札書を提出する際は、次の各号により行わなければならない。
 - (1) 入札書に記名押印のうえ、申し込まなければならない。
 - (2) 入札書に記載する日付は、入札日とすること。(入札書記入の日を記入しないこと。)(入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札執行前までに入札辞退届(様式第10号)を契約担当者等に提出するものとする。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
(入札書の書換等の禁止)

第7条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(入札の中止等)

第8条 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

- 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。
(開札)

第9条 開札は、入札会場において入札書提出後直ちに行う。
(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条各号の一に該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の場所へ提出されない入札
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (4) 委任者名の併記されていない委任状を提示した代理人がした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額の表示がない入札、金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (7) 誤字・脱字等により、意思表示の内容の不明瞭な入札
- (8) 入札に際して談合等不正行為を行ったと認められる者のした入札
- (9) 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
- (10) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められる入札
- (11) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (12) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (13) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札金額の記載)

第11条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を抜いた金額（税抜金額）を入札書に記載すること。

(落札者の決定)

第12条 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。落札金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。

- 2 前項の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定する。
- 3 開札に際して予定価格の制限に達しないときは、再度入札を実施することが出来る。

(契約書の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(違約金の徴収)

第14条 落札者が契約を締結しないときは、契約希望金額の100分の2に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(契約の解除)

第15条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者（以下「受託者」という。）が、独占禁止法、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条若しくは契約条項に違反する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合は契約を解除することがある。

(不正行為に係る賠償額の予定等)

第16条 受託者は、前条にいう独占禁止法若しくは刑法に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは法令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、熊本県後期高齢者医療広域連合が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託代金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

- 2 受託者は、熊本県後期高齢者医療広域連合に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払わなければならない。
- 3 前2項の規定は、その契約に係る業務内容が完了した後においても同様とする。

(異議の申立)

第17条 入札をした者は、入札後において、この心得、契約書案等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に際しては、全て入札担当職員の指示に従うこと。

(様式第1号)

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

実印

件名：

上記件名についての一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて申請します。
なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当したときは、入札参加資格の取消しをされても何ら異議の申し立てを行いません。

(様式第2号)

使用印鑑届

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

実印	使用印

件名：

上記の印鑑は、本件の次の行為に対し使用したいのでお届けします。

- 1 一般競争入札参加資格審査申請書に付属する各種届出
- 2 見積又は入札
- 3 契約締結
- 4 契約代金の請求及び受領
- 5 契約に関する各種証明

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

実印

(様式第3号)

会社経歴書

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

設立年月日

資本金

総職員数

下表へ過去2年以内に履行を完了した国又は地方公共団体における類似する契約の実績を2件以上記載してください。

契約者	契約期間	業務名	契約金額(千円)
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

記入責任者

氏名

電話 ()

E-mail アドレス

(様式第4号の1)

委任状

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

申請者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

件名：

上記件名に関し次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

代理人 事業所所在地

商号又は名称

職・氏名

印

記

(委任事項)

- 1 一般競争入札参加資格審査申請書に付属する各種届出
- 2 見積又は入札
- 3 契約締結
- 4 契約代金の請求及び受領
- 5 契約に関する各種証明事項

(様式第4号の2)

委任状

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

件名：

上記件名の入札に関し、次の者を代理人と定め、権限を委任します。

受任者 職名

氏名

印

(様式第5号)

役員等名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

住 所
商号又は名称
代表者

印

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除に伴い熊本県警察本部に照会することを承諾します。

役職	氏名	住 所	生年月日	性別

※ 記載する前に、裏面の注意事項をお読み下さい。

※ 本承諾書の作成にあたっては、裏面を両面印刷すること。

(裏)

【注意事項】

- 1 氏名、住所等、この書面に記載された全ての個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づいて取り扱うものとし、熊本県後期高齢者医療広域連合が締結する契約等からの暴力団等排除のための措置以外の目的には使用しません。

熊本県後期高齢者医療広域連合がこれらの情報をもとに熊本県警察本部長（以下「警察本部長」といいます。）から取得した個人情報についても同様です。

また、警察本部長は熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）の実施機関と定められています。

- 2 この書面には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は、正確な字体で記載してください。

(1) 株式会社（特例有限会社を含む。）については、取締役（代表取締役を含む。）、執行役（代表執行役を含む。）、会計参与及び監査役

(2) 合名会社又は合同会社については、社員

(3) 合資会社については、無限責任社員

(4) 社団法人又は財団法人については、理事、監事及び会計監査人

(5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者

(6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者

(7) 個人については、その者

(8) 次に該当する場合は、(1) から (7) に掲げる者のほか、次の者

ア 支配人をおく場合は、支配人

イ 支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者

(9) 当該法人が会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続中である場合は、(1) から (8) までに掲げる者のほか、管財人

- 3 この書面の記載に当たっては、対象者全ての同意を得てください。

(様式第6号)

熊広医事第 号
令和 年 月 日

様

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史

一般競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請のあった件名	
入札日時	
入札執行場所	
入札参加資格の有無	
入札保証金について	
参加資格がないと認めた理由	

- (注) 1 この通知(写し可)は、入札書を提出する際に持参すること。
2 この通知を紛失したときは、直ちにその旨を届けること。

(様式第7号)

質 問 書

令和 年 月 日

件 名

商号又は名称

代表者職氏名

質 問 事 項	
質 問 理 由	

(様式第8号)

記載事項変更届

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

印

件名：

上記件名についての一般競争入札参加申請書及び添付書類の記載事項について、
下記のとおり変更したので届けます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日 令和 年 月 日

5 変更理由等

(様式第9号)

入 札 書

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

代理人氏名

印

熊本県後期高齢者医療広域連合契約規則及び入札説明書等に掲げる事項について承諾のうえ、入札します。

記

件名：

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額									

- (注) 1 入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。
- 2 金額記載の文字はアラビア数字とし、金額の頭に¥記号をつけること。
- 3 代理人をもって入札する場合は、当該代理人の氏名の記載及び押印を行うこと。
- 4 再入札の場合は、入札前に「再」と記入すること。

(様式第10号)

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 大西 一史 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の入札案件について、都合により入札参加を辞退します。

記

- 1 入札日 令和 年 月 日 ()
- 2 件 名
- 3 辞退理由

(注意)

辞退届の提出により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。

仕 様 書

1 業務名：令和7年度健診受診率向上対策用ポスター及びリーフレット作成等業務

2 印刷の種類・数量・仕様等

①【ポスター】

医科健診受診率向上対策用ポスター … 1,200枚

仕様・用紙・印刷：B3 コート紙（135kg） 片面4色刷り

歯科健診受診率向上対策用ポスター … 700枚

仕様・用紙・印刷：B3 コート紙（135kg） 片面4色刷り

②【リーフレット】 … 134,000枚

医科健診・歯科健診受診率向上対策用リーフレット

仕様・用紙・印刷：A4 コート紙（73kg） 両面4色刷り

※リーフレットについては、一部「巻き三つ折り」加工を行うこと

3 入稿方法

・発注者より原稿の電子媒体を提供(PDF及びIllustrator形式(アウトライン有・無)によるデータ提供) ※受注者による一部データ修正等が必要な場合あり

4 業務内容

印刷（軽微な原稿の修正・追加等の校正を含む）

・発注者から一部原稿の修正・追加等の指示があった場合は、必要な修正・追加等を行うこと。

・色校正は実際の成果品を作成する印刷機により行うこと。

・校正(色校正含む)は1回以上行うこととし、校正ごとに校正原稿を紙媒体及びPDFにて提出すること。また、見本1枚を提出すること。(見本は数量に含まない)

・校了後、指定した枚数を納期までに印刷し納入すること。

納品物・梱包

①医科健診受診率向上対策用ポスター

②歯科健診受診率向上対策用ポスター

③医科健診・歯科健診受診率向上対策用リーフレット

④完成品(①②③)の電子データ ※一部テキスト変更等が生じた場合

※一部テキスト変更が生じた場合は、印刷物と同時にPDF及びIllustratorで作成したデータを編集可能なもの(アウトライン有・無)にし、CD-R等に収録して提供すること。

《梱包・納品上の注意点》

・①②③は指定した市町村ごとの部数に仕分けのうえ梱包し、指定された納期までに納入すること(仕分部数及び折り加工の内訳については、「4納品場所」を参照のこと)。

・①②③は同梱可能とするが、同梱物の内容と部数が分かるように記載すること。

- ・③は一部「巻き三つ折り」加工を行うこと。
- ・④については、CD-Rなどに収録のうえ発注者に納品すること。

4 納品場所

熊本市 他42箇所

(別紙「健診受診率向上対策用ポスター及びリーフレット納品場所及び枚数」のとおり)

5 納品期限

令和7年4月18日(金)

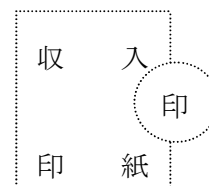
6 著作権及び著作権

本業務による著作権及び著作権(著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。)は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

7 特記事項

- ・契約締結後、速やかに打合せを行い発注者の指示に従うこと。
- ・業務を履行するに際して、必要な経費については、全て受注者の負担とする。
- ・校正原稿の受け渡し方法はメール利用も可とする。
- ・納入日については、事前に担当と調整すること。
- ・納品の際は、納品物の名称及び数量等が確認できる「納品書」・「納品先一覧表」・「送り状(運送伝票の写し)」を提出すること。
- ・完成品の電子データ等は指定した方法で広域連合に提出すること。
- ・受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、両者協議により業務を進めるものとする。

VI 印刷等業務契約書（案）



健診受診率向上対策用ポスター及びリーフレット作成等業務契約書（案）

- 1 業務名 健診受診率向上対策用ポスター及びリーフレット作成等業務
- 2 契約金額 ￥ ー
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ ー)
- 3 納入期限 令和7年4月18日
- 4 履行期間 令和7年4月1日から令和7年4月18日まで
- 5 契約保証金 免除する
- 6 納入場所 熊本市他44カ所

上記の業務について、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）と ○○○○（以下「受託者」という。）とは、次の条項及び仕様書によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 受託者は、契約書記載の印刷等業務を契約書記載の契約期間内に履行するものとし、委託者は、その契約金額を支払うものとする。

（印刷製本物の規格等）

第2条 印刷等業務の規格及び数量等は、別添仕様書のとおりとする。

（検査）

第3条 受託者が印刷等業務を納入するときは、あらかじめその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、印刷等業務の納入があったときは、3日以内に検査を行わなければならない。

3 委託者は、検査の結果、納入印刷等業務の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であると認めたときは、受託者に対して返品及び補正を求めることができる。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りでない。

2 受託者は、印刷等業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りでない。

（代金の支払）

第5条 受託者は、印刷等業務の納入を完了し、業務完了報告書を委託者に提出した後、所定の手続に従って代金の支払いを請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内にその代金を支払わなければならない。

（申出義務）

第6条 受託者は、本契約締結後の事情の変化により、委託業務を遂行することが困難となり、若しくは委託者に不利益を及ぼすおそれがあるときは、速やかに委託者に報告し、必要な指示

を受けなければならない。

(納期の延期)

第7条 委託者は、受託者の申請により、天災地変その他受託者の責めに帰すべき理由によらないで納入期限までに納入できないと認めるときは、納期の延期をすることができる。

(損害賠償)

第8条 受託者又は委託者は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

2 受託者が委託者に前項に規定する損害を与えたときは、委託者は受託者への債務から前項の損害賠償額を控除することができる。

(催告解除)

第9条 委託者又は受託者は、相手方がその債務の全部又は一部について本契約に従った履行をしない場合において、3日間以上の期間を定めてその履行の催告を行ったが、その期間内に本契約に従った履行がないときは、契約の解除をすることができる。ただし、債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

(無催告解除)

第10条 委託者又は受託者は、次に掲げる場合には、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。ただし、債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 受託者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 相手方がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、委託者は前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 受託者の債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受託者がその債務の一部の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(委託者の解除権)

第11条 委託者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 受託者が、財産上の信用に係る差し押さえ、競売、強制執行、税の滞納処分等を受けたとき。

(3) 受託者が、破産、和議、会社整理、会社更生又は民事再生の申立を行ったとき。

(受託者の解除権)

第12条 受託者は、次の各号のいずれかに該当した場合はこの契約を解除することができる。

- (1) 委託者が、契約の履行に当たり必要な指示を著しく遅延したとき。
- (2) 委託者が、契約代金の支払いを遅延したとき。

(暴力団の排除)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 熊本県後期高齢者医療広域連合が行う契約等における暴力団等排除措置に関する事務取扱要領第2条第4号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）又は第5号に規定する暴力団等関係者（以下「暴力団等関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団等関係者であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団等関係者を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者を行い、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団等関係者を経営に関与させること。

イ 暴力団等関係者を雇用すること。

ウ 暴力団等関係者を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団等関係者を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団等関係者と密接な交際をすること。

キ 暴力団等関係者であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) 暴力団等又は暴力団等関係者から不当介入を受けたにもかかわらず、警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと及び委託者へ報告することを怠ったと認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受託者は、違約金として年間支払見込額の10分の1に相当する金額を委託者に支払うものとする。

(契約解除の通知)

第14条 前3条の規定により契約を解除するときは、委託者又は受託者は書面により速やかにその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 委託者は、成果物が引き渡された場合において、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が判明したときは、受託者に対し、相当の期間を定めて、委託者の指定した方法により成果物の修補、代替品の納入を求めることができる。この場合において、民法第562条第1項ただし書の規定には、適用しない。

2 前項の期間内に受託者が成果物の修補又は代替物の納入をしないときは、委託者は、受託者に対して代金の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、成果物の契約不適合について、委託者が受託者に対して損害賠償を請求し、又はこの契約を解除することを妨げない。

(著作権等)

第16条 受託者は広域連合に対し、業務の成果物に関するすべての著作権を広域連合に帰属するものとする。

2 受託者は、成果物に含まれる著作権など知的財産権について、権利関係の処理を済ませたうえで成果物を納入することとし、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、委託者は責任を負わないこととする。

(事故報告)

第17条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に係る訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(協議)

第19条 この契約書の各条項若しくは仕様書の解釈について、疑義を生じたとき又は定めのない事項については、委託者と受託者とが協議のうえ決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年 月 日

委託者 所在地 熊本市東区健軍二丁目4番10号
名 称 熊本県後期高齢者医療広域連合
代表者 広域連合長 大 西 一 史

受託者 所在地
名 称
代表者

(抜粋) 熊本県後期高齢者医療広域連合契約事務規則

(契約保証金)

第 28 条 契約担当者は、広域連合と契約を締結しようとする者に契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下この条において同じ。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結のときまでに納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、当該契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に広域連合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と広域連合が工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上誠実に履行した者であり、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

3 第 1 項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債

(2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

4 前項第 2 号に規定する金融機関等の保証又は同項第 3 号に規定する保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証に係る書面を提出させなければならない。

5 第 3 項各号に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 国債 第 5 条第 4 項第 1 号に定める金額

(2) 金融機関等及び保証事業会社の保証 その保証する金額

(契約保証金の納付)

第 29 条 契約担当者は、前条第 2 項の規定により契約保証金の全部を納めさせないこととした場合を除き、契約の相手方となるべき者をして、契約確定の日から 10 日以内に契約保証金又は同条第 3 項各号に掲げる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付又は提供させなければならない。

令和7年度 健診受診率向上対策ポスタ一納品場所及び枚数

	市町村名	必要枚数		納品場所			
		医科	歯科	課名	郵便番号	住所	電話番号
1	熊本市	500枚	0枚	国保年金課	860 - 8601	熊本市中央区手取本町1番1号	096 - 328 - 2289
2	八代市	80枚	60枚	八代市国保ねんきん課	866 - 8601	八代市松江城町1-25	0965 - 33 - 4490
3	人吉市	110枚	115枚	人吉市保健センター	868 - 0072	人吉市西間下町字永溝118-1	0966 - 22 - 2111
4	荒尾市	2枚	2枚	保険介護課 高齢者医療係	864 - 8686	荒尾市宮内出目390番地	0968 - 63 - 1420
5	水俣市	20枚	14枚	水俣市福祉環境都市民課	867 - 8555	水俣市陣内1丁目1番1号	0966 - 61 - 1633
6	玉名市	50枚	50枚	保険年金課	865 - 8501	玉名市岩崎163	0968 - 75 - 1117
7	山鹿市	10枚	10枚	国保年金課	861 - 0592	山鹿市山鹿987番地3	0968 - 43 - 1576
8	菊池市	30枚	25枚	保険年金課	861 - 1392	菊池市隈府888番地	0968 - 25 - 7218
9	宇土市	15枚	15枚	市民保険課 国保年金係	869 - 0492	宇土市浦田町51	0964 - 27 - 3312
10	上天草市	12枚	7枚	上天草市保健センター	861 - 6192	上天草市松島合津7915-1	0969 - 56 - 1111
11	宇城市	40枚	30枚	医療保険課高齢者医療係	869 - 0592	宇城市松橋町大野85番地	0964 - 32 - 1417
12	阿蘇市	20枚	15枚	ほけん課	869 - 2690	阿蘇市一の宮町宮地504-1	0967 - 22 - 3145
13	天草市	50枚	50枚	国保年金課高齢者医療年金係	863 - 8631	天草市東浜町8番1号	0969 - 24 - 8854
14	合志市	10枚	10枚	健康ほけん課	861 - 1195	合志市竹迫2140番地	096 - 248 - 1275
15	美里町	20枚	20枚	健康保険課	861 - 4492	下益城郡美里町馬場1100番地	0964 - 46 - 2113
16	玉東町	10枚	10枚	保健こども課	865 - 0303	玉名郡玉東町木葉759	0968 - 85 - 3135
17	南関町	1枚	1枚	福祉課	861 - 0898	玉名郡南関町大字関町64番地	0968 - 57 - 8503
18	長洲町	9枚	8枚	福祉課 介護課 医療係	869 - 0198	玉名郡長洲町大字長洲2766	0968 - 78 - 3139
19	和水町	50枚	50枚	住民環境課	865 - 0192	玉名郡和水町江田3886番地	0968 - 86 - 5727
20	大津町	2枚	2枚	健康保険課	869 - 1292	菊池郡大津町大字大津1233番地	096 - 293 - 3114
21	菊陽町	15枚	15枚	健康・保険課	869 - 1192	菊池郡菊陽町大字久保田2800番地	096 - 232 - 4912
22	南小国町	4枚	4枚	町民課・戸籍住民係	869 - 2492	阿蘇郡南小国町大字赤馬場143番地	0967 - 42 - 1113
23	小国町	1枚	1枚	福祉課	869 - 2592	熊本県阿蘇郡小国町宮原1567番地1	0967 - 46 - 2116
24	産山村	2枚	2枚	住民課	869 - 2703	阿蘇郡産山村大字山鹿488-3	0967 - 25 - 2212
25	高森町	0枚	0枚	健康推進課 国民健康保険係	869 - 1602	阿蘇郡高森町大字高森2168番地	0967 - 62 - 2910
26	西原村	10枚	10枚	保健衛生課	861 - 2492	阿蘇郡西原村小森3259番地	096 - 279 - 4389
27	南阿蘇村	1枚	1枚	健康推進課	869 - 1404	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1	0967 - 67 - 2704
28	御船町	0枚	0枚	健康づくり保険課	861 - 3296	上益城郡御船町大字御船995-1	096 - 282 - 1113
29	嘉島町	5枚	5枚	町民保険課	861 - 3192	上益城郡嘉島町上島530	096 - 237 - 2574
30	益城町	0枚	0枚	健康保険課	861 - 2295	上益城郡益城町宮園702	096 - 286 - 3113
31	甲佐町	3枚	3枚	住民生活課	861 - 4696	上益城郡甲佐町大字豊内719番地4	096 - 234 - 1113
32	山都町	3枚	3枚	健康ほけん課	861 - 3592	上益城郡山都町浜町6番地	0967 - 72 - 1295
33	氷川町	10枚	10枚	町民課	869 - 4814	八代郡氷川町島地642	0965 - 52 - 5851
34	芦北町	5枚	5枚	住民生活課 医療年金係	869 - 5498	葦北郡芦北町大字芦北2015	0966 - 82 - 2511
35	津奈木町	10枚	10枚	ほけん福祉課保険班	869 - 5692	葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地	0966 - 78 - 5566
36	錦町	28枚	28枚	保険政策課	868 - 0392	球磨郡錦町大字一武1587番地	0966 - 38 - 1113
37	多良木町	5枚	5枚	住民ほけん課 保険年金係	868 - 0595	球磨郡多良木町大字多良木1648番地	0966 - 42 - 1256
38	湯前町	50枚	50枚	税務町民課	868 - 0621	球磨郡湯前町1989番地1	0966 - 43 - 4130
39	水上村	1枚	1枚	保健福祉課	868 - 0795	球磨郡水上村大字岩野90番地	0966 - 44 - 0313
40	相良村	1枚	1枚	相良村役場保健福祉課国保係	868 - 8501	球磨郡相良村大字深水2500番地1	0966 - 35 - 1032
41	五木村	5枚	5枚	保健福祉課	868 - 0201	球磨郡五木村甲2672-7	0966 - 37 - 2214
42	山江村	0枚	0枚	健康福祉課 保健衛生係	868 - 8502	球磨郡山江村大字山田甲1356-1	0966 - 24 - 1700
43	球磨村	1枚	1枚	税務住民課	869 - 6401	球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	0966 - 32 - 1113
44	あさぎり町	10枚	1枚	健康推進課	868 - 0408	球磨郡あさぎり町免田東1199番地	0966 - 45 - 7216
45	苓北町	20枚	20枚	福祉保健課	863 - 2503	天草郡苓北町志岐660番地	0969 - 35 - 3330
46	広域連合	9枚	55枚	事業課 保健事業班	862 - 0911	熊本市東区健軍2丁目4-10	096 - 368 - 6777
	合計	1,200枚	700枚				

令和7年度 健診受診率向上対策リーフレット納品場所及び枚数

No.	市町村名	必要枚数	折り加工	納品場所			
				課名	郵便番号	住所	電話番号
1	熊本市	12,000枚	要 ※1	国保年金課	860 - 8601	熊本市中央区手取本町1番1号	096 - 328 - 2289
2	八代市	4,300枚	要 ※2	八代市国保ねんきん課	866 - 8601	八代市松江城町1-25	0965 - 33 - 4490
3	人吉市	6,700枚	要	人吉市保健センター	868 - 0072	人吉市西間下町字永溝118-1	0966 - 22 - 2111
4	荒尾市	450枚	否	保険介護課 高齢者医療係	864 - 8686	荒尾市宮内出目390番地	0968 - 63 - 1420
5	水俣市	5,600枚	要	水俣市福祉環境都市民課	867 - 8555	水俣市陣内1丁目1番1号	0966 - 61 - 1633
6	玉名市	12,900枚	要	保険年金課	865 - 8501	玉名市岩崎163	0968 - 75 - 1117
7	山鹿市	11,000枚	要	国保年金課	861 - 0592	山鹿市山鹿987番地3	0968 - 43 - 1576
8	菊池市	9,100枚	要	保険年金課	861 - 1392	菊池市隈府888番地	0968 - 25 - 7218
9	宇土市	240枚	否	市民保険課 国保年金係	869 - 0492	宇土市浦田町51	0964 - 27 - 3312
10	上天草市	6,200枚	要	上天草市健康高齢者医療係	861 - 6192	上天草市松島合津7915-1	0969 - 56 - 1111
11	宇城市	11,800枚	要	医療保険課高齢者医療係	869 - 0592	宇城市松橋町大野85番地	0964 - 32 - 1417
12	阿蘇市	5,800枚	要	ほけん課	869 - 2690	阿蘇市一の宮町宮地504-1	0967 - 22 - 3145
13	天草市	0枚	0	国保年金課高齢者医療年金係	863 - 8631	天草市東浜町8番1号	0969 - 24 - 8854
14	合志市	8,800枚	要	健康ほけん課	861 - 1195	合志市竹迫2140番地	096 - 248 - 1275
15	美里町	2,500枚	要	健康保険課	861 - 4492	下益城郡美里町馬場1100番地	0964 - 46 - 2113
16	玉東町	300枚	0	保健こども課	865 - 0303	玉名郡玉東町木葉759	0968 - 85 - 3135
17	南関町	0枚	0	福祉課	861 - 0898	玉名郡南関町大字関町64番地	0968 - 57 - 8503
18	長洲町	3,000枚	要	福祉保健介護課 国保医療係	869 - 0198	玉名郡長洲町大字長洲2766	0968 - 78 - 3139
19	和水町	2,500枚	要	住民環境課	865 - 0192	玉名郡和水町江田3886番地	0968 - 86 - 5727
20	大津町	4,500枚	要	健康保険課	869 - 1292	菊池郡大津町大字大津1233番地	096 - 293 - 3114
21	菊陽町	0枚	0	健康・保険課	869 - 1192	菊池郡菊陽町大字久保田2800番地	096 - 232 - 4912
22	南小国町	900枚	要	町民課・戸籍住民係	869 - 2492	阿蘇郡南小国町大字赤馬場143番地	0967 - 42 - 1113
23	小国町	1,000枚	要	福祉課	869 - 2592	熊本県阿蘇郡小国町宮原1567番地1	0967 - 46 - 2116
24	産山村	50枚	否	住民課	869 - 2703	阿蘇郡産山村大字山鹿488-3	0967 - 25 - 2212
25	高森町	0枚	0 ※3	健康推進課 国民健康保険係	869 - 1602	阿蘇郡高森町大字高森2168番地	0967 - 62 - 2910
26	西原村	1,200枚	否	保健衛生課	861 - 2492	阿蘇郡西原村小森3259番地	096 - 279 - 4389
27	南阿蘇村	1,000枚	要	健康推進課	869 - 1404	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705番地1	0967 - 67 - 2704
28	御船町	400枚	否	健康づくり保険課	861 - 3296	上益城郡御船町大字御船995-1	096 - 282 - 1113
29	嘉島町	1,500枚	要	町民保険課	861 - 3192	上益城郡嘉島町上島530	096 - 237 - 2574
30	益城町	0枚	0	健康保険課	861 - 2295	上益城郡益城町宮園702	096 - 286 - 3113
31	甲佐町	2,500枚	要	住民生活課	861 - 4696	上益城郡甲佐町大字豊内719番地4	096 - 234 - 1113
32	山都町	100枚	要	健康ほけん課	861 - 3592	上益城郡山都町浜町6番地	0967 - 72 - 1295
33	氷川町	2,600枚	要	町民課	869 - 4814	八代郡氷川町島地642	0965 - 52 - 5851
34	芦北町	0枚	0	住民生活課 医療年金係	869 - 5498	葦北郡芦北町大字芦北2015	0966 - 82 - 2511
35	津奈木町	1,200枚	要	ほけん福祉課保険班	869 - 5692	葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地	0966 - 78 - 5566
36	錦町	1,900枚	要	保険政策課	868 - 0392	球磨郡錦町大字一武1587番地	0966 - 38 - 1113
37	多良木町	2,300枚	要	住民ほけん課 保険年金係	868 - 0595	球磨郡多良木町大字多良木1648番地	0966 - 42 - 1256
38	湯前町	1,100枚	否	税務町民課	868 - 0621	球磨郡湯前町1989番地1	0966 - 43 - 4130
39	水上村	500枚	否	保健福祉課	868 - 0795	球磨郡水上村大字岩野90番地	0966 - 44 - 0313
40	相良村	1,200枚	要	相良村役場保健福祉課国保係	868 - 8501	球磨郡相良村大字深水2500番地1	0966 - 35 - 1032
41	五木村	300枚	否	保健福祉課	868 - 0201	球磨郡五木村甲2672-7	0966 - 37 - 2214
42	山江村	0枚	否	健康福祉課 保健衛生係	868 - 8502	球磨郡山江村大字山田甲1356-1	0966 - 24 - 1700
43	球磨村	700枚	否	税務住民課	869 - 6401	球磨郡球磨村大字渡丙1730番地	0966 - 32 - 1113
44	あさぎり町	500枚	否	健康推進課	868 - 0408	球磨郡あさぎり町免田東1199番地	0966 - 45 - 7216
45	苓北町	1,700枚	要	福祉保健課	863 - 2503	天草郡苓北町志岐660番地	0969 - 35 - 3330
46	広域連合	3,660枚	要 ※4	事業課 保健事業班	862 - 0911	熊本市東区健軍2丁目4-10	096 - 368 - 6777
	合計	134,000枚	-				

- ※1) No.1熊本市は、必要枚数のうち、11,000枚を巻三つ折り
- ※2) No.2八代市は、必要枚数のうち、4,300枚を巻三つ折り
- ※3)
- ※4) No.46広域連合は、必要枚数のうち、3,000枚を巻三つ折り